

改正

平成29年3月27日条例第7号

塩尻市立小・中学校通学区域審議会条例

(設置)

第1条 塩尻市立小・中学校の通学区域に関する重要事項を調査審議するため、塩尻市立小・中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、本市の小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更等に関し、塩尻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 区域関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 学校関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員（学校関係者を除く。）が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、特別の事情があるときは、審議会の議決により、これを公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市の職員のうちから教育委員会が市長と協議して任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和34年塩尻市条例第21号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成29年3月27日条例第7号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。